

知財法務の勘所Q & A（第93回）

欧州統一特許裁判所（UPC）と国内裁判所の 二重管轄に関するUPC控訴裁判所による重要判決

アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業

弁護士・ニューヨーク州弁護士 後藤 未来

弁理士・カリフォルニア州弁護士 市川 祐輔

Q1 本判決の概要について教えてください。

A1 欧州統一特許裁判所（Unified Patent Court。以下「UPC」という。）が、2023年6月1日より開始されました。統一特許裁判所協定（Unified Patent Court Agreement。以下「UPCA」という。）は、（欧州単一効特許ではなく）従来型の欧州特許の裁判管轄について、欧州各国の国内裁判所（以下、「国内裁判所」という。）から、UPCへの移行期間（transitional period）として、7年間を定め¹、（移行期間中における）UPCと国内裁判所との二重管轄を規定します²。

本稿で紹介するUPCの控訴裁判所による判決³（以下「本判決」という。）は、この二重管轄を規定するUPCA第83条の解釈についての重要な判断を含みます。

すなわち、本判決は、UPCA第83条(4)が規定する「アクション」について、2023年6月1日より前に国内裁判所に提起されたものは含まないとの解釈を示しました。本判決によれば、UPCの移行期間の開始日（2023年6月1日）より前に欧州特許に基づく訴訟が国内裁判所で提起された場合、オプトアウト⁴の取下げが可能であり、（UPCA第83条(4)の所定の条件を充足すれば）当該欧州特許をUPCの管轄にできることとなります。

1 UPC第83条(1)。なお、UPC第83条(5)は、移行期間の7年が経過後、更に最長7年間移行期間を延長できることを規定します。

2 UPC第83条。

3 https://www.unified-patent-court.org/sites/default/files/files/api_order/12B21CBC1FBCB93A97568A538CAA390D_en.pdf

4 出願人または特許権者の申請により、従来型の欧州特許をUPCの管轄から除外することができる制度です。